

ながうらスポーツ施設における利用料金減免基準（別表１）

内 容		減免額
(ア)	町又は町の公共的団体が公益を目的とする公共的な活動を主催し、共催し、又は後援するとき	全額減免
(イ)	その他の公益を目的とする団体が公共的な活動のために使用するとき。 ※「公益を目的とする団体」とは以下のいずれかに該当するものとする。 1. 町立小学校 2. 町立中学校 3. 町内に在する高等学校 4. 県テニス協会 5. 県アーチェリー協会 6. 県サッカー協会	別に定める
(ウ)	その他特に認めるとき	別に定める

※上表（イ）に定める別に定める減免額は次の通りとする

区分	減免額
テニス 屋内テニス場	1日1コート 2,000円（税込）
総合グラウンド 屋内運動場	1日全面 8,000円（税込）